

第百四号議案

東京都営空港条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二設備使用料の部大島空港給油設備の項を次のように改める。

備	大島空港給油設	給油タンク車	一月	八万九千二百円
	備	固定給油設備	一月	十万五千六百円

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

（提案理由）

大島空港給油設備の設置に伴い、設備使用料に係る規定を改める必要がある。